

選任していますか？

不当要求防止責任者

不当要求防止責任者とは

不当要求防止責任者とは、「不法要求による事業者及び使用人等の被害を防止するために必要な業務を行う者」(暴力団対策法14条1項)をいいます。

役割としては、

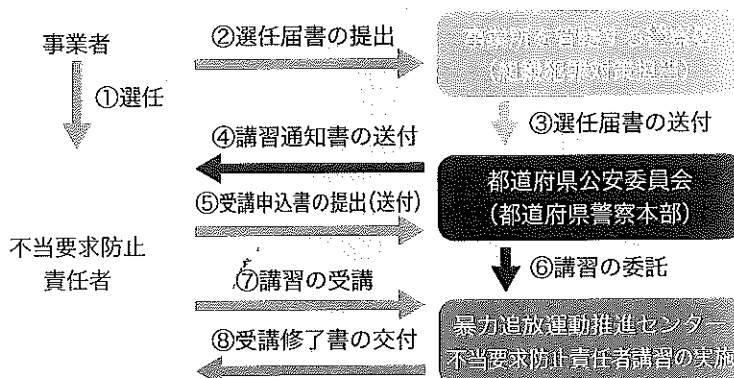
- 不当要求に対する各事業所の内部体制の整備
- 不当要求による被害が発生した場合の被害調査及び警察等への連絡
- 社員等に対する不当要求についての指導・教育の実施

であり、不当要求防止責任者がその役割を十分に果たせるよう、一般には、事業所の業務全般を統括できるような立場の者がふさわしいとされています。

不当要求防止責任者の選任と講習

各事業所で不当要求防止責任者を選任した場合は、公安委員会へ届出を行うとともに不当要求防止責任者講習を確実に受講する必要があります。

暴追センターでは、都道府県の公安委員会からの委託を受け、警察と連携し、「不当要求防止責任者講習」を開催しています。(講習は無料です。)



賛助会員を募集しています

都道府県暴力追放運動推進センターでは、暴力追放運動を推進するために「賛助会員」を募集しています。

個人・団体・企業等、多くの皆様のご入会をお待ちしています。

「入会手続き」等、詳しくは都道府県暴力追放運動推進センターのホームページや電話でお問い合わせください。

特典

- 公益財団法人の認定及び税額控除制度の適用を受けており、税制上の優遇措置を受けられます。
- 会員証等の交付、機関誌等の各種資料の提供、暴排ステッカー等の配布を行います。

～暴力団に関係する事で悩んでいる方は、どなたでも相談してください～

※受理年月日

※受理番号

責任者選任届出書

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者として下記の者を選任したので暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第17条第1項の規定により届出をします。

1 届出年月日 平成 年 月 日

香川県公安委員会 殿

2 届出者の氏名
又は名称

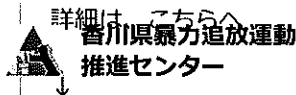
印

記

| | | | | |
|------------------|--|----------|--|--|
| 3 届 出 者 | ① 事業所の所在地 (所在地の地番 建物の名称、部屋番号) | 〒 | | |
| | ② 業 種 (フリガナ) | | | |
| | ③ 個人事業者の 氏名又は法人等 の名称 (フリガナ) | | | |
| 4 責 任 者 | ① 氏 名 | | | |
| | ② 生 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| | ③ 役 職 名 | | | |
| | ④ 連 絡 先 | 電話番号 | | |
| | | FAX番号 | | |
| | ⑤ 選 任 年 月 日 | 平成 年 月 日 | | |
| ⑥ 前 責 任 者 | | | | |

備考

- 1 ※印欄には記載しないでください。
- 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4でお願いします。
- 3 選任された責任者が、責任者講習をすでに受けている場合には、「責任者講習受講歴調査表」(別添様式)に記載し、「責任者選任届出書」と共に提出してください。



↓

H30年の暴力追放運動統一ポスター・標語作品を決定

講習開催日予告（3月）

2019年2月13日

カテゴリー お知らせ

以下の日程で講習会を開催いたします。

平成31年3月4日(月)

13時30分～ 場所：高松テルサ

講習開催日予告（2月）

2019年1月29日

カテゴリー お知らせ

以下の日程で講習会を開催いたします。

平成31年2月22日（金）

13時30分～ 場所：サンメッセ香川

平成31年2月27日（水）

13時30分～ 場所：サンメッセ香川

県民大会開催

2017年9月1日

カテゴリー お知らせ

県民大会のご案内

暴力団を封じ込める暴力団対策法が施行され、暴追センターが開設されて25周年になるのを記念し、暴力追放県民大会を9月8日、香川県庁ホールで開催しました。25年間の成果をはじめ、県民一人一人が勇気を持って暴力追放をすすめていく意識を高める内容となりました。

- 1 開催日時 平成29年9月8日（金）
午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 高松市玉藻町9番10号
香川県県民ホール小ホール棟
（レグザムホール）

◎式典

◎特別講演

「反社会的勢力への対応」